

# 「中華人民共和国 環境保護税法」の施行について ～本気度を増す中国政府の環境対策～

上海駐在員事務所  
白木 幹二

## 1. はじめに

2018年1月1日より「中華人民共和国 環境保護税法（以下、環境保護税法）」が施行されました。これにより、原則として環境汚染物質を排出する中国国内のすべての事業者は、対象となる環境汚染物質の排出量を測定し、「環境保護税」を申告納税することが義務付けられました。

以下、本稿では環境保護税法の導入の背景や、中国で事業を行う製造メーカーへの影響を中心に解説します。

## 2. 環境保護税導入の背景

「環境保護税法」の前身となる「汚染物質排出費徴収制度」は、1979年に公布された「環境保護法」を基とした法律であり、鉦工業の近代化による規制内容の陳腐化と法的執行力の弱さが課題となっていました。

そこで中央政府は、今回の法律改正に先駆け2016年7月から2017年8月までに中国国内30の省・自治区・直轄市に対し、環境対策の実態把握を目的とした大規模な査察を実施しました。査察では、製造現場の環境対策に関わる各種データを収集する一方で、2万6千社以上の違反事業者を処罰した他、政府関係者も1万6千人以上が、環境改善目標の未達や汚染物質の排出企業との癒着等に関わったとして責任を問われました。

「環境保護税法」は、中国環境保護政策の実効を目指し、現在の製造現場の実態を勘案した上での税法であり、中国での製造に関わる企業は、必ず遵守しなければならない法律です。

## 3. 環境保護税法の概要について

「環境保護税法」は5章28条の規程から構成されており、納税義務者、課税汚染物質、課税項目と税額基準、減免税措置や徴収管理等について、原則的な規定を定めています（図表1「環境保護税法の概要」参照）。

課税項目は「大気汚染物質」、「水質汚染物質」、「固体廃棄物」、「工業騒音」の4項目に分類され（図表2「課税項目別の税額」参照）、特に「大気汚染物質」と「水質汚染物質」の申告納税額については、排出汚染物質毎に異なる汚染係数と地域別の税額を用いて計算されます。

なお、本法律で特徴的な点は、納税義務者が自主申告したエビデンスに基づき、税務

当局が徴税し、環境当局が別途モニタリングを実施する仕組みです。2つの行政当局が情報を共有し、課税措置と併せることで環境保護対策の実効性を担保しています。

#### **4. 環境保護税法の企業への影響について**

汚染排出量の大幅超過や申告データの虚偽報告等、本法律に関わる重大な違反行為を行った企業は、操業停止や生産制限等の処罰を受ける可能性があります。逆に汚染物質の排出抑制に積極的に取組んだ企業は、本法律内の減税制度を活用することで節税が可能となる他、環境に優しい企業として社会的信用の向上にも繋がり、企業のプレゼンスの向上が期待されます。

また、サプライチェーンが発達する中国の製造市場においては、一企業の不備や不正に起因した操業停止処分が、取引先企業の経営に大きな影響を及ぼしかねません。今後は自社の環境対策強化はもちろんのこと、取引先企業のコンプライアンス遵守度にも留意が必要となります。

中国国内に拠点を有する製造企業との新規取引を検討するにあたっては、業務内容や業況、資金決済といった従来の信用度チェックを行うと同時に、環境対策に関わる信用度の把握も必須となるでしょう。

#### **5. 中国に製造子会社を有するお取引先の皆様へ**

本稿で紹介しました「環境保護税法」は、中国政府の環境政策改革の本気度を顕著に表す非常に重要な法律です。そして、2018年4月に第1回目となる申告納税の手続きが開始されたことにより、中国国内の日系製造メーカーにおいても具体的対策が待たなしの段階にあります。

中国製造子会社の環境対策強化にあたっては、以下の理由により、親会社の積極的関与と専門家による支援が必要と思われます。①環境対策と税務対策を一体で考える戦略が必要となること、②新たな環境関連設備の導入が必要となる可能性が想定されること、③製造子会社の設立地域と汚染物質排出の度合いによっては、工場移転の検討まで必要となる可能性があること等です。

本法律の施行は、製造メーカーにとってはコストの増加要因と考えられがちですが、同業他社に比べて環境に優しい製造工程を持つ企業や、優れた環境対策技術・サービスの提供を生業とする企業にとっては、新たな中国市場開拓に繋がる可能性も秘めています。NCBリサーチ&コンサルティング（国際コンサル室）および西日本シティ銀行国際部では、中国環境関連の情報を随時アップデートしておりますので、ご相談いただければ幸いです。

以上

■図表 1 環境保護税法の概要

項目	内容
(1) 納税義務者	・中国の環境に対して課税汚染物質を直接排出する企業、事業単位、その他生産経営者
(2) 課税項目	・「大気汚染物質」、「水質汚染物質」、「固体廃棄物」、「工業騒音」
(3) 減税措置	・大気汚染物質・水質汚染物質の排出濃度が規定基準の30%を下回る場合、75%に減じて徴収 ・大気汚染物質・水質汚染物質の排出濃度が規定基準の50%を下回る場合、半減して徴収
(4) 徴収の対象外 (暫定)	・法に基づき設立された污水集中処理場、生ゴミ集中処理場が相応する課税汚染物質を排出する場合 ・農業生産により課税汚染物質を排出する場合 ・自動車、鉄道、船舶、飛行機等の流動汚染源が課税汚染物質を排出する場合 ・国務院が免税を批准するその他の状況 等
(5) 汚染排出量の測定	①国家規定に合致する測定装置を使用し自主測定 ②承認されている測定機構に測定を委託 ③国務院の環境保護部門が発表した排出汚染係数により測定 ④省級人民政府の環境保護部門が規定するサンプル測定方式により測定
(6) 納付方式	①月毎に納税額を計算し、四半期終了日から15日以内に汚染物質排出地の納税機関に申告納付（1月、4月、7月、10月） ②納税義務の発生日（毎月末）から15日以内に物質排出地の納税機関に申告納付
(7) 納税額の計算例	・A社が北京市で1カ月間に水銀1kgが含まれた污水を排出 水銀の汚染当量数=水銀排出量1kg / 水銀の汚染係数0.0005=2,000 納税額=2,000×14人民元（北京市の税額）=2万8,000人民元（約47万6,000円）

■図表 2 課税項目別の税額

課税項目		税金計算の単位	税 額
(1) 大気汚染物質		1 汚染当量当たり	1.2～12人民元
(2) 水質汚染物質		1 汚染当量当たり	1.4～14人民元
(3) 固体廃棄物	頁岩（シェール）	トン	5 人民元
	脈岩（火成岩）	トン	15人民元
	危険廃棄物	トン	1,000人民元
	スラグ（金属かす）、フライアッシュ（排ガス粒子）、燃え殻、その他	トン	25人民元
(4) 工業騒音	超過基準値 1～3 デシベル		350人民元 / 月
	超過基準値 4～6 デシベル		700人民元 / 月
	超過基準値 7～9 デシベル		1,400人民元 / 月
	超過基準値10～12デシベル		2,800人民元 / 月
	超過基準値13～15デシベル		5,600人民元 / 月
	超過基準値16デシベル以上		11,200人民元 / 月

環境保護税法「付表」より作成